

議 事 内 容

- 専務理事 第 65 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、山口会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。先週から記録的な大雨となり、梅雨末期の大雨のように降り続けていますが、各地で住宅への浸水や農作物の冠水、土砂崩れ等の甚大な被害が発生しました。被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。また、早急に復旧することを願っております。
今日もまだ雨が降り続き、警戒が必要な中に、本日は常設審議委員会にご出席いただきありがとうございます。常設審議委員会においては、主に農地法等の法令に基づく事項を処理しており、手続きの関係上延期することが難しいため、予定どおりの開催とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。
- 専務理事 ここで、常設審議委員が交代されておりますのでご紹介いたします。白石町の片淵委員、太良町の秀島委員及び県議会議員の宮原委員が退任され、鹿島市の織田委員、嬉野市の石橋委員、県議会議員の土井委員が就任されました。
まず、織田委員より一言ご挨拶をお願いします。
- 織田委員 (挨拶)
- 専務理事 次に、石橋委員より一言ご挨拶をお願いします。
- 石橋委員 (挨拶)
- 専務理事 続いて、土井委員より一言ご挨拶をお願いします。
- 土井委員 (挨拶)
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいまから第 65 回常設審議委員会を開会いたします。
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。

農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料1により報告。)

議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・2件、第5条・3件、県からの意見聴取が農地法第41条・2件となっております。このほか「令和3年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員をお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 まず、〇〇農業委員会から整理番号4-1の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の牧場への転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地域内にある農地であることから農用地域内農地と判断され、用途区分の変更、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途、農業用施設用地に該当するため、許可相当と判断しております。
なお、申請者は畜産業を営んでおり、農地法の許可が必要と知らずに平成10年に牛舎、飼料置場、機材等置場用地としていたため、改めて転用申請されたものです。

議長 次は〇〇農業委員会の案件となりますが、事務局が豪雨のため出席できないとのことですので、農業会議事務局から説明をお願いします。

農業会議事務局 〇〇農業委員会から要請がありましたので、代わりまして農業会議から説明いたします。
整理番号4-2、〇〇〇〇申請の牛舎、農業用倉庫用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請の農産物倉庫の敷地拡張用地への転用において、申請地は市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものに該当するため甲種農地と判断され、既存施設の拡張であって、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものである場合は許可し得るため、許可相当と判断しております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>整理番号5-2、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内農地であることから農用地区域内農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当するため許可相当と判断しております。</p>
議長	次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。
農業会議事務局	<p>〇〇農業委員会の案件ですが、この度の豪雨による災害対応のため事務局が出席できないとのことで説明要請がありましたので、農業会議事務局から説明いたします。</p> <p>整理番号5-3、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備、資材置き場及び駐車場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議長	<p>農地法第4条関係2件、第5条関係3件について説明がありました。</p> <p>ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。</p>
議長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の牧場への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の牛舎、農業用倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の農産物倉庫の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 ここは現在茶畑ということで、一時転用後は現況に戻すという形を取られていますけど、どのような形に戻されるのですか。

〇〇農業委員会 普通の畑の形で利用されると聞いております。茶畑は現況かなり荒れていまして、木を抜いた後に茶畑に戻されることはありません。周囲が甘藷等を植えられており、野菜を作られる方に貸されると聞いておりま

す。ここの土地は区の名義になっておりまして、歴代の区長さん3人程の名義になっており、今までもその方達が貸しておられたとのこと。

〇〇委員 一時転用後は平地になるわけですか。

〇〇農業委員会 ここはため池側に傾斜しておりまして、航空写真で見ると横に赤い土地がありますが、そこが平坦になっておりまして、その高さに合わせる位になってくるかと思えます。

〇〇委員 左側のため池の周辺にはブロック等はされないのですか。

〇〇農業委員会 西側にブロックをされる予定です。16ページを見ていただきたいのですが、網目の部分がそのラインとなります。

〇〇委員 雨水は下の方に流れるのですね。

〇〇農業委員会 雨水は西側のため池に流れます。敷地の周囲に広めの土水路を設置されて、土水路の3カ所から水を抜いてため池に流される予定です。

〇〇委員 水がどういう流れ方をするのかというのがちょっと心配なんですね。最近事故等もあっておりますから、その辺を十分注意して計画してもらいたいと思いますので、よろしく願います。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 先程の質問と関連しますが、転用申請の理由として真砂土の仮置場とありますが、今みたいに通常の雨ではない状況では、真砂土関係は流れやすいんですね。土水路を新設して3カ所から流すとのことですが、このような場合は沈殿槽を作って上水だけをため池に流さないと、真砂土が流れてきてため池が埋まったら使えなくなります。どんなにひどい雨が降るか分からないような今の状況で、これだけ広い面積からどれ程の水が流れてくるか想像できませんが、地域に迷惑を掛けることなく、ため池を維持できるように、業者にご提案をお願いしたいと思います。

〇〇市では調べたところ、埋立地が33カ所あるそうです。県からも点検をするようにという要請があって全部調べています。先日の静岡県のようなことが佐賀では起きないように、我々常設審議委員としても、それぞれの農業委員会でも、そういうことがあってはならないということと考えていただければと思います。

〇〇農業委員会 今、こういう転用申請が出てきた場合は必ず、沈砂池を設けてくださいと指導をしております。今回の場合は、土水路を広く作って沈砂池を兼ねるということで聞いているのですが、戻りましたら今後は沈砂池を

設けてとにかく災害が起きないようにということで指導はしていきたい
と思います。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、
異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の
太陽光発電設備、資材置き場及び駐車場用地への転用について、ご意見・
ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 転用地は畑ということですが、19ページの写真を見る限りでは雑木が
生えていますよね。こういった状況で転用許可するのですか。

農業会議事務局 この写真はずいぶん前の写真になります。大変申し訳ありません。現
在は周辺にはソーラーパネルが建っています。昨日現地を見に行きまし
たが、この写真のような状況ではありませんでした。

〇〇委員 そしたら、その写真を付けてください。これでは判断できません。

農業会議事務局 分かりました。そのように伝えます。

議長 他にご質問等ございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、
異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係3件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして、農地法第41条による意見聴取に入ります。
県農産課より説明をお願いします。

県農産課 農産課です。
今回、農地法第41条の規定により、公益社団法人佐賀県農業公社から所有者不明農地に係る利用権設定に関する裁定の申請が7月にありました。
(制度概要及び整理番号41-1、41-2について説明)

議長 この件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 借賃に相当する補償金の額は誰が決めるのかということと、〇〇の方について、利用権の期間が3年8ヶ月の分がありますがその後はどうするのか、それは小作者が決めるのか公社が決めるのか、ということについてお尋ねします。

県農産課 今回の〇〇町と〇〇市の案件はいずれも、元々耕作されていた方が登記名義人のご子孫と利用権設定をされていたケースになります。それまで賃料を関係相続人に支払われる形で続けておられました。関係の方が亡くなられて、誰に払ったらいいんだらうかということで農業委員会に相談があり、それでこの申請が上がってきているところです。今回県が裁定という手続きを行って公社に利用権設定がされた後は、耕作者に転貸されて利用してもらうのですが、その事前調整については、耕作者が決まっているのでその方と農業委員会で調整して決めておられます。
また、〇〇市の3年8ヶ月というのは、耕作者が1枚の形で40㎡の両隣を使われていて、そこの利用権設定の残りの期間が3年8ヶ月ということで、そこの権利設定の期間を重ねるために3年8ヶ月で調整をされています。

〇〇委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 これに関連して教えていただきたいのですが、7反ほどの田で、両親は既に亡くなられていて、2人の娘さんのうち1人も亡くなられていて、もう1人も10年以上どこにいるか分からない状況の土地があります。今は遠縁の方が作られていて、小作料は法人の中で調整してその方に払

う形でやっているんですけど、もしその方が年を取って辞めたいということになれば、その時も今回と同じ形で申請をする必要があるのですか。

県農産課

所有者が不明で権利設定が困難になったときに使える手続きになっておりますので、同じような手続きを踏むと権利設定が可能になります。

〇〇委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として県知事に回答いたします。

専務理事

農業委員会事務局及び農産課の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

議長

続きまして、次の項目に移ります。

「令和3年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局

(資料2により説明)

議長

皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

6ページの農業委員会の体制整備について、以前、法改正の時には農業委員会の職員を専門化するという話が大分あっておりましたが、現状は逆で、〇〇は新人ばかりが来るような状況です。人事権は市町にありますので、県から強く指導していただければと思います。その辺をもう少し意見書の中に書いてもらえませんか。

農業会議事務局

その辺は加筆をしたいと思います。農業会議としても、職員さんのレベルアップのためにいろいろと研修会を開催したいと思いますので、ご協力をよろしくをお願いします。

山口議長	他にございませんか。
〇〇委員	せっかくこれを出されるなら、一回持ち帰って地元でたたいたものを再度まとめてもらえると助かりますが。
農業会議事務局	あと2ヶ月ありますので、一度お持ち帰りいただいて来月位までにご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。 次回は9月15日となりますが、会場はグランデはがくれですのでご予定をお願いします。

14時50分